



青葉通

街並み形成ガイドライン

景観地区

地区計画

広告物モデル地区

誘導指針

広告物に関するルール ①

青葉通広告物整備計画

広告物の整備に関する目標

- 仙台を代表するシンボルロードとして、ケヤキ並木や街並みと調和した、風格ある広告物景観
- 中心市街地のにぎわいと通りを歩く楽しさを演出する、魅力的な広告物景観

広告物の整備に関する指針

地区別指針

仙台駅 西口地区

仙台駅周辺は、仙台の玄関口として風格ある景観形成を図るよう、ペDESTリアンデッキや駅舎からの眺望に配慮する。
都市の印象を高めるよう、広告物景観の質の向上に努める。

一番町 周辺地区

アーケードや地下鉄東西線からの人の流れが予想される場所であるため、街のにぎわいを感じさせるものとしつつ、洗練されたデザインとなるよう配慮する。

西公園 周辺地区

西公園・広瀬川周辺の自然環境や、大町・片平周辺の住環境と調和した、落ち着いたデザインとする。

位置別指針

中高層部

ケヤキ並木との調和に配慮し、最小限の面積・数量とし、建物と一体化したデザインとする。

低層部

快適な歩行環境に配慮しながら、街のにぎわいや通りを歩く楽しさを演出する広告物を掲出するよう工夫する。

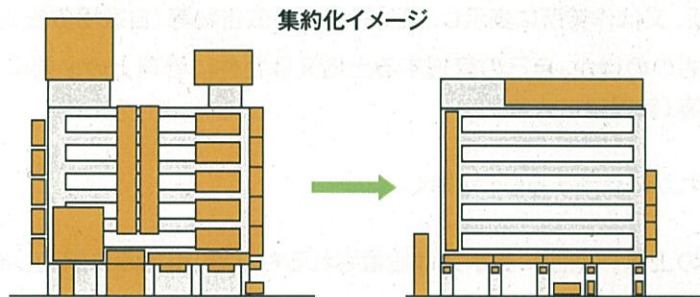


広告物美観維持基準

共通事項

1 集約化

- ・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。



2 意匠・形態

- ・写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
- ・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとなるよう工夫する。
- ・建物の低層部では、デザインや集合化などの工夫により、通りを歩く楽しさを演出する。
- ・一つの建物・敷地に複数の広告物を表示又は設置する場合は、できるかぎり色彩や形態、配置をそろえ、互いの調和に配慮する。
- ・建築物の窓面に貼り付けて表示する広告物について、中高層階（3階、ペDESTリアンデッキに面する部分は4階以上）の窓面で、青葉通及び青葉通と交差する道路（青葉通から一敷地までの範囲に限る）に面する部分には、表示しない。



3 色彩

- ・極端に鮮やかな色、蛍光色の利用は避ける。

4 広告幕(フラッグ)

- ・青葉通に設置の街路灯に掲出のフラッグは、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、統一感のあるものとし、市の許可の前に、「青葉通まちづくり協議会」の承認を受ける。



広告物に関するルール②

一番町周辺地区及び西公園周辺地区の基準

1 掲出可能な広告物

・青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分(当該道路が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る)においては、次に掲げるものを除き、掲出してはならない。

- ①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは自己の営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、又は作業所に表示し、又は設置する広告物等(自家用広告物)
- ②前記に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等(管理用広告物)

ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。

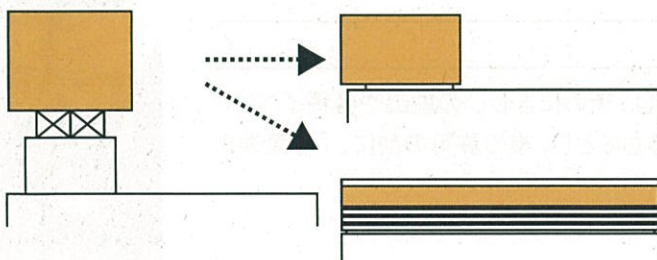
- (1)バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので、街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの
- (2)まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するもの
- (3)まちづくりや良好な景観形成に寄与するもので、市長の許可を受ける前に、「青葉通まちづくり協議会」の承認を受けたもの(西公園周辺地区については除く)



2 屋上広告物

・建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。

屋上広告物イメージ



3 営業内容を示す広告物

- ・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。



4 地上広告物

- ・集合化して設置する。
- ・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。
- ※屋外広告物条例に基づく広告物景観地域の「広瀬川周辺ゾーン」では15m以下



西公園周辺地区の基準

1 意匠・形態

- ・光に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。

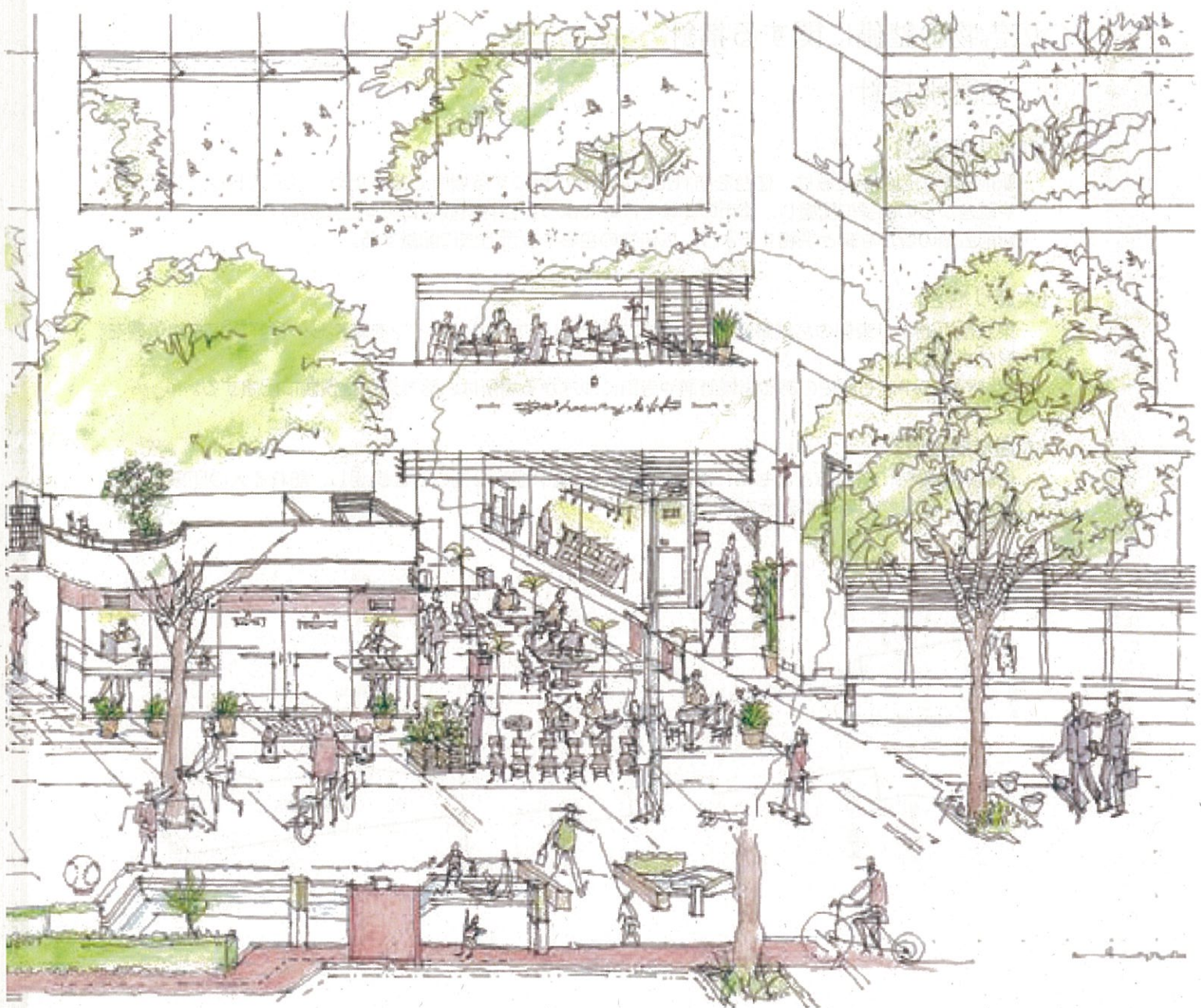
2 色彩

- ・広告物の地色は建物の外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑える。

宮城野通

街並み形成ガイドライン

- [景観地区]
- [地区計画]
- [広告物モデル地区]
- [誘導指針]



広告物に関するルール(1)

《広告物モデル地区》

■宮城野通広告物整備計画

◇広告物の整備に関する目標

- 街を歩く楽しさを演出する、魅力ある広告物景観
- 空の広がりを守り、宮城野の歴史、寺町と緑に調和する落ち着いたある広告物景観
- 仙台の玄関口にふさわしい、質の高いデザインによる広告物景観
- 日常の暮らしに配慮した広告物景観

宮城野通地区は、仙台駅東口駅前広場と宮城野通を中心として仙台の新たな顔の1つとなるエリアであり、伸びやかな都市空間とそれに調和する豊かな緑が特徴になっている。

広告物の整備にあたっては、以上4点を目標とし、空の広がりや建物や緑が主体となる街並みの美しさ、そして住環境を阻害しないよう配慮しながら、広告物自体の質の高さと個性を発揮し、街を魅力的に活気づけるものとする。

◇広告物の整備に関する指針

1. 地区別指針

【駅前広場地区】

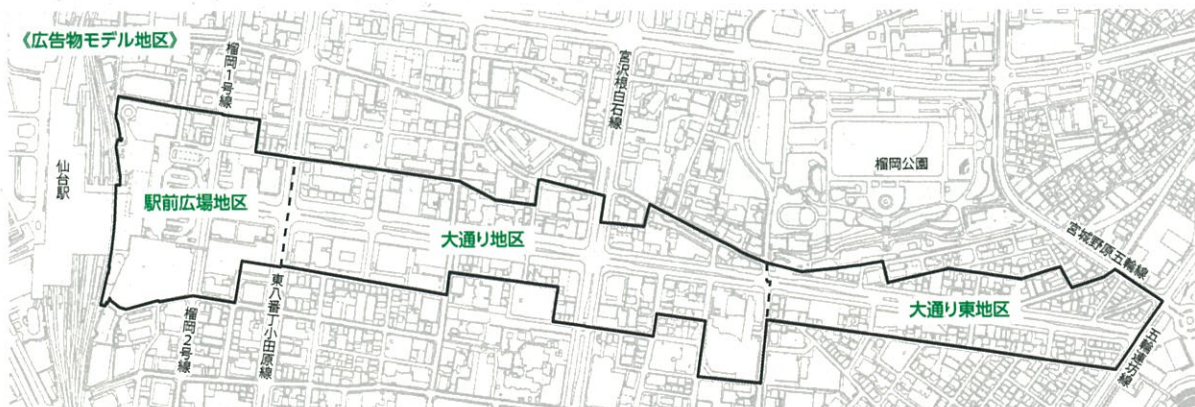
- ・駅前広場周辺の街並みは、仙台を訪れた人が最初に目にする場所であるため、ペDESTリアンデッキや駅舎からの眺望に配慮し、都市の印象を高めるよう広告物景観の質の向上に努める。
- ・駅前広場の豊かな緑と調和するよう、広告物の色彩や表示方法に配慮する。

【大通り地区】

- ・東八番丁通より東側の宮城野通は、現状のすっきりしたスカイラインを維持し、良好な広告物景観を形成する。
- ・宮城野通の中でも歴史のある宮城野通や寺町につながる場所は、落ち着いた景観に配慮する。

【大通り東地区】

- ・住環境の維持に努めるとともに、宮城野原運動公園や榴岡公園の緑と調和し、訪れる人の印象を高めるよう、広告物の色彩や表示方法に配慮する。



2. 位置別指針

○中高層部(3階以上)

- ・建物の中高層部に掲出する広告物は、街をイメージづける眺望景觀に配慮し、最小限の面積・数量とし、建物と一体化したデザインとするよう努める。

○低層部(1・2階)

- ・建物低層部では、快適な歩行環境に配慮しながら、街の楽しさを演出する広告物を掲出するよう工夫する。

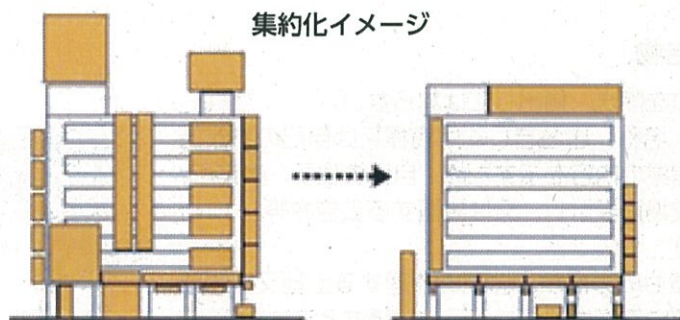
《広告物モデル地区》

■ 広告物美観維持基準

◇ 共通事項

1. 集約化

- ・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。



2. 意匠・形態

- ・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。
- ・建物の低層部では、街の楽しさを演出するため、さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて、店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。



街の楽しさを演出する広告物

3. 広告幕(フラッグ)

- ・街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。



地域の一体感を高めるための広告物

広告物に関するルール(2)

◇地区別基準

【駅前広場地区】

1. 意匠・形態

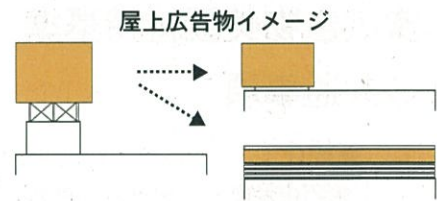
- ・一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は、できるときに色彩や形態をそろえ、互いの調和に配慮する。また、刺激の強い配色は避ける。
- ・写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。



色彩や形態をそろえ集約化を図った広告物

2. 屋上広告物

- ・壁面やペントハウスと位置をそろえるなど、建物と一体的に見えるように工夫する。



【大通り地区】

1. 掲出可能な広告物

- ・次に掲げるものを除き、掲出してはならない。
 - 1 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは自己の営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等 (自家用広告物)
 - 2 前記に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等 (管理用広告物)
- ※まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するものは除く。



独立文字によるシンプルな屋上広告物・壁面広告物

2. 形態・意匠

- ・絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。
- ・寺院に隣接する場所では、歴史的な雰囲気と調和する落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。

3. 営業内容を示す広告物

- ・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。

4. 屋上広告物

- ・原則として禁止とする。ただし、独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。

5. 地上広告物

- ・集合化して設置する。
- ・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。



イベントののぼり旗

【大通り東地区】

1. 掲出可能な広告物

- ・宮城野通に面する部分においては、自家用広告物又は管理用広告物を除き、掲出してはならない。ただし、まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するものはこの限りではない。

2. 意匠・形態

- ・絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。
- ・色彩はけばけばしいものを避け、ベース色は建物の外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。

3. 営業内容を示す広告物

- ・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。

4. 屋上広告物

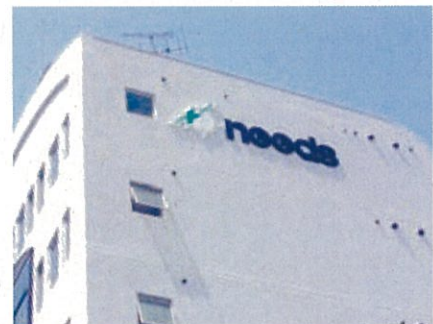
- ・建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。

5. 地上広告物

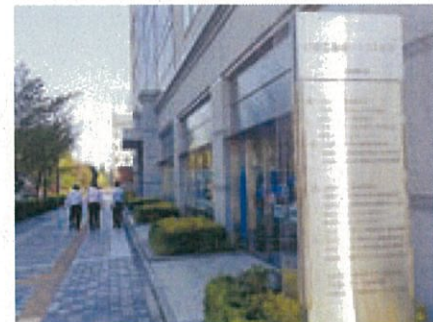
- ・集合化して設置する。
- ・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。



外壁の基調色に合わせた壁面広告物



独立文字によるシンプルな壁面広告物



独立固定広告物に集約化したテナントの案内表示

《誘導指針》

- ・窓面を使用する広告物は原則禁止とする。ただし、街のにぎわいを創出するものや、季節感を表現する仮設のものは可能とする。
- ・屋外広告物に該当しない壁面装飾やネオンなども景観形成に配慮したデザインにする。